

指定通所介護 重要事項説明書

指定通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人こもれび会（以下「事業者」という。）が開設する指定通所介護 デイサービスセンターけやき荘（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が要介護状態と認定された利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

| | |
|---------|------------------------------|
| 事業者（法人） | 社会福祉法人 こもれび会 |
| 所在地 | 〒840-2214 佐賀県佐賀市川副町大字福富828-1 |
| 代表者 | 理事長 松永 啓介 |
| 設立年月日 | 平成2年9月20日 |
| 電話番号 | 0952-45-5193 |

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

| | |
|----------|------------------------------|
| 事業所 | デイサービスセンター けやき荘 |
| 指定番号 | 4171000054 |
| 所在地 | 〒840-2214 佐賀県佐賀市川副町大字福富828-1 |
| 管理者 | 坂井 千佳 |
| 開設年月日 | 平成3年9月1日 |
| 電話番号 | 0952-20-8188 |
| F A X 番号 | 0952-45-3983 |
| メールアドレス | info@keyakisou.or.jp |
| サービス提供地域 | 佐賀市（大和町、富士町、三瀬村を除く）大川市 |
| 送迎範囲 | 佐賀市（大和町、富士町、三瀬村を除く）大川市 |

(2) 設備の概要

| | |
|-------|--|
| 食堂 | 利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂等を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます。 |
| 機能訓練室 | 利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。 |

| | |
|-----|---|
| その他 | 以下の設備を設けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静養室 ・ 相談室 ・ 事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ 指定通所介護に必要なその他設備及び備品等 |
|-----|---|

(3) 事業所の従業者体制

| | 職務の内容 | 員数 |
|-----------|-----------------------|------|
| 管理者 | 業務の一元的な管理 | 1名 |
| 生活相談員 | 利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整 | 1名以上 |
| 介護職員 | 介護業務 | 7名以上 |
| 看護師又は准看護師 | 健康・保健衛生管理 | 1名以上 |
| 機能訓練指導員 | 機能訓練等の指示・助言 | 1名以上 |
| その他の従業者 | | 必要数 |

(4) 営業日等と定員

| | |
|----------|----------------|
| 営業日 | 月曜日から土曜日まで |
| 営業時間 | 8時30分 ～ 18時00分 |
| サービス提供時間 | 9時00分 ～ 16時00分 |
| 定員 | 45名 |

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次の指定通所介護については、食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5利用料等」をご確認ください。

① 通所介護計画の作成

ア 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「通所介護計画」を作成します。ただし、緊急に指定通所介護が必要な場合は、居宅サービス計画等が作成される前であっても、指定通所介護の提供はできます。

イ 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、通所介護の目標を設定し、「通所介護計画」に基づき指定通所介護を計画的に行います。

ウ 利用者が書面により指定通所介護の内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画」の変更等の対応を行います。

エ 「通所介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及び代理人に対し、説明し同意を得て交付します。

② 送迎

身体状況に合った車輛に配慮し、事業所と自宅間（居住実態がある場所を含む）の送迎を行います。

③ 入浴

利用者の心身の状況等に応じて一般浴槽、特殊浴槽にて入浴いただきます。自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声掛け、気分の確認など行います。

④ 健康管理

営業日ごとに利用者の健康状態の確認をします。

⑤ 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、自立した日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

⑥ 相談・援助

利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助を行います。

⑦ その他（介護等）

利用者の心身の状況等に応じて、自立した日常生活を営む上で必要な日常生活上の世話、介護、レクリエーションや行事などを行います。

- ・ おむつ利用の方はおむつを持参ください。
- ・ レクリエーションや行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 食事

利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事を提供します。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

② おむつの提供

③ 理美容サービス（要予約）

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

④ その他（日常生活において通常必要となるものの提供）

5 利用料等

指定通所介護を利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払い頂く「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本部分（通常規模型通所介護費）

※表は1単位10.00円の場合の例です。実際には地域ごとの単価に変更ください。

| | | 単位数 (1単位10円) | 費用額 (10割) | 利用者負担額 | | |
|-------------------|------|-----------------|--------------|--------|--------|--------|
| | | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 所要時間3時間以上4時間未満の場合 | 要介護1 | 370単位 | 3,700円 | 370円 | 740円 | 1,110円 |
| | 要介護2 | 423単位 | 4,230円 | 423円 | 846円 | 1,269円 |
| | 要介護3 | 479単位 | 4,790円 | 479円 | 958円 | 1,437円 |
| | 要介護4 | 533単位 | 5,330円 | 533円 | 1,066円 | 1,599円 |
| | 要介護5 | 588単位 | 5,880円 | 588円 | 1,176円 | 1,764円 |
| 所要時間4時間以上5時間未満の場合 | 要介護1 | 388単位 | 3,880円 | 388円 | 776円 | 1,164円 |
| | 要介護2 | 444単位 | 4,440円 | 444円 | 888円 | 1,332円 |
| | 要介護3 | 502単位 | 5,020円 | 502円 | 1,004円 | 1,506円 |
| | 要介護4 | 560単位 | 5,600円 | 560円 | 1,120円 | 1,680円 |
| | 要介護5 | 617単位 | 6,170円 | 617円 | 1,234円 | 1,851円 |
| 所要時間5時間以上6時間未満の場合 | 要介護1 | 570単位 | 5,700円 | 570円 | 1,140円 | 1,710円 |
| | 要介護2 | 673単位 | 6,730円 | 673円 | 1,346円 | 2,019円 |
| | 要介護3 | 777単位 | 7,770円 | 777円 | 1,554円 | 2,331円 |
| | 要介護4 | 880単位 | 8,800円 | 880円 | 1,760円 | 2,640円 |
| | 要介護5 | 984単位 | 9,840円 | 984円 | 1,968円 | 2,952円 |
| 所要時間6時間以上7時間未満の場合 | 要介護1 | 584単位 | 5,840円 | 584円 | 1,168円 | 1,752円 |
| | 要介護2 | 689単位 | 6,890円 | 689円 | 1,378円 | 2,067円 |
| | 要介護3 | 796単位 | 7,960円 | 796円 | 1,592円 | 2,388円 |
| | 要介護4 | 901単位 | 9,010円 | 901円 | 1,802円 | 2,703円 |
| | 要介護5 | 1,008単位 | 10,080円 | 1,008円 | 2,016円 | 3,024円 |

(2) 加算・減算

要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

※表は1単位10.00円の場合の例です。実際には地域ごとの単価に変更ください。

| 【加算・減算名】 | 単位数 | 費用額 (10割) | 利用者負担額 | | |
|---|-----|--------------|-----------|----|----|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| ① 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算 | | | 所定単位の30%減 | | |
| ② 高齢者虐待防止措置未実施減算 | | | 所定単位の1%減 | | |
| ③ 業務継続計画未策定減算 | | | 所定単位の1%減 | | |
| ④ 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の減算 | | | 所定単位の30%減 | | |
| ⑤ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い | | | 所定単位の3%増 | | |

| | | | | | | |
|----------------|------|-------------------|-------|------|-------|-------|
| ⑥ 入浴介助加算 | (I) | 40 単位/日 | 400 円 | 40 円 | 80 円 | 120 円 |
| ⑦ 個別機能訓練加算 | (I)イ | 56 単位/日 | 560 円 | 56 円 | 112 円 | 168 円 |
| | (II) | 20 単位/日 | 200 円 | 20 円 | 40 円 | 60 円 |
| ⑧ 科学的介護推進体制加算 | | 40 単位/月 | 400 円 | 40 円 | 80 円 | 120 円 |
| ⑨ 送迎を行わない場合 | | 片道につき 47 単位減 | | | | |
| ⑩ サービス提供体制強化加算 | (II) | 18 単位/回 | 180 円 | 18 円 | 36 円 | 54 円 |
| ⑪ 介護職員等処遇改善加算 | (I) | 1 月につき所定単位の 9.2%増 | | | | |

① 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

② 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

③ 業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

※2025（令和 7）年 3 月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は減算適用になりません。

④ 2 時間以上 3 時間未満の通所介護を行う場合の減算（4 時間以上 5 時間未満限定）

利用者側のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な方が通所介護サービスを利用する場合

⑤ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、基本部分に一定割合を加算

⑥ 入浴介助加算

入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している場合

⑦ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑧ 科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

⑨ 送迎を行わない場合

利用者が自ら事業所に通う場合や利用者の家族が事業所への送迎を行う場合、片道につき所定単位数を減算

⑩ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

⑪ 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みの構築、職場環境改善の実施事業所に対して支給される

(3) その他の費用

| | |
|-------------------|--|
| 食費 | 食事代 700円 |
| おやつ代 | 100円（食事代に含む） |
| レクリエーションや行事に要する費用 | 実費 |
| 理美容サービス | （実費）理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 |
| キャンセル料 | 計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。 ・利用前日18時まで連絡を頂いた場合 無料 ・利用前日18時以降及び当日に連絡を頂いた場合（連絡のない場合を含む） 400円 |

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の15日以降にご請求いたしますので、請求された月の25日に、お支払いをお願いします。

利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし

7 サービスの中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定通所介護の利用を中止、変更、又は新たな指定通所介護の利用を追加することができます。この場合には指定通所介護の実施日の前日までに事業所に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として、5利用料等の(3)に記載の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、台風や大雪などの自然事象による事由の場合はこの限りではありません。

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間に指定通所介護の提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者又は代理人に提示して協議します。

8 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ① 利用者又は同居の家族、代理人は体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

10 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

11 事故発生時の対応

指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

※第三者委員 氏名 江頭 吉一
氏名 山口 正人

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談に乗っていただける委員です。

16 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められ、かつ、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められるときは、事業所の損害賠償責任を減ずるものとします。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

17 虐待防止について

当施設では、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
虐待防止のための措置に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者 氏名 松永 宣子 職名 施設長

18 ハラスメント対策について

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

相談窓口責任者 施設部長・居宅部長・各所属主任

19 衛生管理等について

施設では、施設内において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）を概ね毎月開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

20 火災害時の対策

| | | | | |
|----------------|---|----|-----------|-----|
| 非常時の対応 | ・別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。 | | | |
| 近隣との協力関係 | ・地域の消防団との協力連携を図り、非常時には応援を仰ぐ。また、施設と消防署とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。 | | | |
| 平常時の避難訓練及び防災設備 | ・別途定める当施設の消防計画にのっとり年3回、夜間及び昼間を想定した非難訓練を、利用者の方も参加して実施します。 | | | |
| | 自動火災探知機 | 有り | 防火扉・シャッター | 3箇所 |
| | 誘導灯 | 有り | 屋内消火栓 | 有り |
| | ガス漏れ報知器 | 有り | 非常通報装置 | 有り |
| | 非常用電源 | 有り | 漏電火災報知機 | 有り |
| | ・カーテン・蒲団等は防煙性能のあるものを使用しております。 | | | |
| 消防計画等 | ・消防署への届け出日 平成 20年 12月 1日 ・防火管理者 氏名 北村 康平 職名 介護支援専門員 | | | |

21 感染症、自然災害による業務継続に向けた取り組みについて

| | | | |
|--|--|---|-----|
| 非常時の対応 | 別途定める「当施設業務継続計画」に沿って対応します。 | | |
| 平常時の訓練及び研修 | 別途定める「当施設業務継続計画」に沿って研修と訓練を各々年1回以上実施します。 | | |
| 災害時用備蓄品 | 非常食、飲料水 ※3日分以上 ガウン、マスク、消毒用アルコール等感染症対策物品 ※当施設規定分 | | |
| 設備 | 非常用発電機 | 1 | 受水槽 |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。 | | | |

22 協力医療機関

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | ・医療法人 樟風会 早津江病院 |
| 院長名 | ・松 永 高 政 |
| 所在地 | ・佐賀市川副町大字福富827 |
| 電話番号 | ・0952-45-1331 |
| 診療科目 | ・精神神経科、内科 |

23 協力歯科医療機関

| | |
|-----------|------------------|
| 歯科医療機関の名称 | ・こいで歯科 |
| 院長名 | ・小井手 秀久 |
| 所在地 | ・佐賀市川副町大字福富829-5 |
| 電話番号 | ・0952-45-8810 |

ホームページおよび公式Instagramへの写真・動画等掲載に関する承諾書

デイサービスセンター けやき荘
荘長 松永 宣子

デイサービスセンター けやき荘では、日頃の活動の様子や施設の雰囲気をもっと深くご理解いただくため、ホームページおよび公式Instagramを運用しております。

これらの媒体への掲載にあたっては、使用する写真、動画、紹介文等により、ご利用者様およびご家族様等の個人が特定される可能性がございます（通常は個人が特定しにくい全体写真等を中心に使用いたします）。

つきましては、掲載の主旨をご理解いただき、以下の内容についてご承諾くださいますようお願い申し上げます。なお、

掲載目的

当施設では、出典資料に基づき、以下の目的のために情報を発信いたします。

- ・ デイサービスでのご利用の様子を紹介することで、ご家族に安心と理解をいただくこと
- ・ デイサービスセンター けやき荘のサービス状況を地域に伝え、広く理解を得ること。

掲載内容およびプライバシー保護方針

掲載する情報は、以下の内容（写真、動画、音声、紹介文、イラスト等）となります。

1. サービスご利用時の様子や行事等の催し物の様子を、写真等を添えて紹介。
2. 職員の紹介。
3. その他、施設からのお知らせ。

「個人のプライバシー保護のため、必要に応じて顔のぼかし加工や音声の削除・加工、全体写真の使用など、適切な措置を講じます。」

掲載場所（媒体）

情報は以下の媒体に掲載いたします。

1. けやき荘 ホームページ（ブログ含む） アドレス：<http://www.keyakisou.or.jp/>
2. けやき荘 公式Instagram 以下の枠内に貼付された二次元コードより閲覧いただけます。
3. ご家族向け定期刊行物（デイサービス便り等）

変更および削除等への対応

承諾後であっても、内容の訂正・削除のご希望、または承諾内容の変更（撤回）は随時可能です。本承諾は、撤回のお申し出があるまで有効に継続いたします。変更を希望される場合は、下記担当者までお気軽にお申し付けください。

デイサービスセンター けやき荘 担当者：坂井 千佳 連絡先：0952-20-8188

(切り取り線)

ホームページ等掲載承諾書

私は、デイサービスセンターけやき荘のホームページ、公式Instagram、および定期刊行物等に、私（または利用者本人）の写真・動画・音声・紹介文等の情報が掲載されることについて、以下の通り意思表示いたします。

(承諾します ・ 承諾しません)

上記契約を証するため、事業所、利用者及び代理人が署名又は記名のうえ、各1通ずつを保有するものとします。

令和 年 月 日

<事業所>

所在地 佐賀県佐賀市川副町大字福富828-1

事業所名 デイサービスセンターけやき荘

管理者名 坂井 千佳

説明者 (役職) (氏名)

私は、利用契約書及び重要事項説明書により、事業所から指定通所介護について説明を受け同意しました。

<利用者(契約者)>

住所

氏名

<代理人>

住所

氏名 (続柄)

電話番号

代筆の理由